

## 併合第9回口頭弁論・講演会報告

2018年7月15日 齋藤 紀彦

### 1. 第9回口頭弁論

(1) 7月9日(月) 14時~14時30分

(2) 奈良地裁 101 大法廷、裁判官：島岡大雄氏

(3) 原告弁護士：佐藤真理、白井啓太郎、安藤昌司、星 雄介の各弁護士

(4) 被告 NHK 弁護士 3名

(5) 原告席 着席者 5名、傍聴者 67名、他府県からの傍聴参加：東京、大阪、京都、兵庫、滋

賀、名古屋

(6) 冒頭裁判官より進行について確認

・被告側は原告の主張に反論する予定はない。

・原告側は今回意見陳述する、今後も併合されたことに関係して陳述書提出予定あり、次回は主として立証にむけての陳述となる。第三者による証人申請を次回までに準備する。

(7) **原告弁護団長佐藤真理弁護士意見陳述** (意見陳述書、準備書面(十三))

・本訴訟の重要な争点の一つは、放送受信契約は有償双務契約であり、被告NHKは、原告ら視聴者から放送受信料を受け取る対価として、ニュース報道番組において放送法第4

条

及び国内番組基準を遵守して放送する義務を負っていることを原告らは一貫して主張してきた。被告は、放送受信料の法的性質は特殊な負担金であるとして、双務契約であることを争ってきた。「特殊負担金論」に対し、原告らは準備書面(二)において被告に5項目の釈明を求めた。その一つは、放送受信規約において「地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行うことがなかった場合には、当該月分の放送受信料は徴収しない」と規定おり、この条項は受信と受信料の支払いに対価性があることをNHK自身が認めていることを意味する。

また、被告NHKは答弁書において、「番組編成や報道等において広告主や国家から独立性を確保し公共性と表現の自由を確保するためには、広告料や税金でもない自主財源を確保する必要がある。その財源は、放送を受信することの受信設備の設置者から徴収する放送受信料である」と主張しており、この主張は、放送受信料が放送と対価関係にあると理解されるが、対価性がないとの被告の主張との整合性を原告らは問うてきたが、被告は釈明に応じていない。

さらに、「特殊負担金論」判決昨年12月6日の最高裁大法廷判決で明確に否定された。

従って被告は沈黙・無視を決め込むのではなく、放送受信契約におけるNHKの放送義務の内容について具体的な主張をするべきである。

・本訴訟の最大の争点は、受信契約によって、NHKが負うべき義務の内容であり、前例のない画期的な裁判である。NHKは、受信契約を強制され受信料の支払い義務を負う視聴者に対し、独立性、中立性、公共性を確保した内容の番組を放送する義務を負っている。放送番組の内容が、独立性、中立性、公共性を欠くか否かの判断する具体的な基準は、放送法第4条及びNHK自らが決めた国内番組基準である。よって、NHKが放送法第4条や国内番組基準に違反した内容の番組を放送した場合には、放送受信契約上の違反であり、受信料を支払っている視聴者の財産権や契約の自由を侵害するものであり、債務不履行責任として損害賠償責任を負う。

知

- ・被告 NHK には放送受信契約上、放送法を遵守した報道番組を放送する義務があることを、放送法諸規定、すなわち放送法 1 条及び 3 条、並びに放送法 15 条及び 64 条に基づいて主張を補充する。第 1 条において放送 3 大原則が定められている。すなわち①放送が国民に最大限普及されて、放送の効用の享受を国民に保障すること、②放送の不偏不党、真実及び自立を保障することによって放送による表現の自由を確保すること、③健全な民主主義の発達に資するようにすること。この放送 3 大原則のもとに 3 条において「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、規律されることがない」として放送番組の自由を認めた。このように、放送 3 大原則を守り、国民の

る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与することが放送法の定める NHK の使命・役割である。

このような使命を全うするために、放送法 15 条は、NHK の目的について、公共の福祉のために ①「あまねく日本全国において放送を受信できるようにする」こと、②質の面において「豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行う」ことを定めている。

放送法に基づいて設立された NHK は、「公共放送にふさわしい放送をする」義務を、受信料を支払う視聴者に対して負っている。その具体的な内容が、放送法第 4 条が規定

す

る 4 つの放送番組編集の準則である。

- ・民間放送との対比で一言述べる。民間放送は無償で視聴できるが、NHK は視聴しているか否かにかかわらず受信料を徴収する。「公共放送だから」、「豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行う」ためであるなどの抽象的な説明だけでは視聴者を納得させることはできない。私たちの主張は具体的に放送法第 4 条、国内番組基準を守るべき

き

であるということである。これに対し、NHK は誠実に答えるべきである。

西日本を襲った記録的な豪雨による甚大な災害が報道されている。電気、ガス、水道などのライフラインの早期復旧が課題となっている。水道についていえば、病原生物の汚染の恐れがないこと、シアン、水銀など有害物質を含まないことなどの水質基準の確保が要求される。NHK の放送の場合は、放送の内容が問題となる。放送法の定める NHK の使命・役割に照らし、放送法第 4 条、国内番組基準を遵守した放送を行う義務がある。

- ・最後に、裁判所の積極的な訴訟指揮を求める。被告 NHK は、放送受信契約の法的性格、放送受信契約上の NHK の放送義務の内容、放送法 4 条及び国内番組基準を遵守した放送を行う義務があるとする原告の主張などに対し全く応答していない。裁判所は、NHK に応答を促す積極的な訴訟指揮を求める。

#### (8) 意見陳述後の裁判官、原告、被告の議論

- ・裁判官：今の点（佐藤弁護士の陳述の最後の部分）は陳述書として出しますか？
- ・佐藤弁護士：口頭で述べたが、改めて出します。
- ・裁判官（被告 NHK に対して）：今の原告の質問に答えますか？
- ・NHK：ありません。（傍聴席からブーイング）
- ・佐藤弁護士強く抗議：12 月 6 日最高裁判決で NHK は勝っているが、あれは受信料を払っていない人についての判決であって、今回の我々の裁判は、受信料を払っている視聴者からの訴えであり、NHK は答えるべきである。原告は、受信契約は双務契約だと主張している。裁判所は被告に応答するよう促すべきである。この裁判終盤に掛かっていて、私

共は立証に進めるべく準備している。4月に裁判官が代わり、併合するなど一定の見識を示されている。さらに見識ある訴訟指揮を求める。

- ・裁判官：(佐藤弁護士に) そんなに熱くならないで!  
(被告弁護士に) 弁原告護士から答えるように要請があったが、持ち帰って答えるかどうか検討するよう促す。
- ・次回口頭弁論期日：10月1日(月)14時～

## II 裁判報告 奈良県教育会館4F大会議室、参加者75名

佐藤弁護団長の報告

- ・裁判官が代わって、多少あたりがいいけれど、今日は被告NHKに対し、「どうせ答弁しないんでしょ」という言い方をしたので、強く抗議をした。その結果、向こう側は、検討すると答えた。
- ・裁判はだいたい積み上げてきて、これからは、立証段階だと思っている。
- ・我々の主張は意味のある主張だとの見解を、立命館大学の民法学者谷江先生からもらっている。自信をもって進めていきたい。
- ・我々は、NHKは放送法と国内番組基準を遵守しなければならないが、これが守られなくて中立性、独立性に反する状況になれば損害賠償請求ができると主張しているが、線引きが難しい。
- ・去年の最高裁判決は、受信料を払っていない人の裁判だが、我々の場合は払っている。払っている以上は、水道水で水質基準があるように、放送法第4条を守った放送をすべきだと主張している。
- ・そのような実質的な判断を判決として書かせたい。判決が出れば、学者はいろいろ書き、広がっていく。
- ・全国の民法学者に、我々の裁判資料を最近送ったが、まだ反応がない。
- ・一審で損害賠償が認められたらいいが、そうでなければ、高裁、最高裁へ、最高裁はNHKの義務には触れていないので、そういう勝負を睨んで、言論・表現の自由を守るという立場からこの裁判に取り組んでいる。
- ・今日は、この後、小滝先生のお話しをお聴きしますが、小滝先生にも証人になっていただきたいと考えています。
- ・すでに7名の原告に陳述書を書いてもらっているが、さらに2次、3次訴訟の原告にも書いてもらい、提出し。そのうち何人かは証人申請し、3人程度は証言もしてもらおうと考えている。
- ・放送ジャーナリストなど専門家にも証人になっていただくことを考えている。控訴審では証人はなかなか採用されないなので、一審で採用させたい、
- ・これからが正念場、陳述書作りも大変だが頑張ろう。
- ・奈良で始まったこの運動、全国にも広がりつつある。引き続きご支援をお願いしたい。

## III. 講演会

「NHKの森友・加計問題報道」 小滝 一志さん(放送を語る会事務局長)

- (1) 放送を語る会のニュース報道のモニター結果を示しながら説明
  - ・3/27 佐川証人喚問
  - ・5/10 柳瀬参考人質疑

- ・ 5/23 財務省調査結果発表
- ・ 5/28 国会集中審議
- (2) 政治報道以外は健闘する NHK 番組
- (3) NHK はなぜ政治報道だけが政権べったりか？
- (4) 安部放送制度改革案

講演の詳細は割愛します。講演のレジユメを添付します。

以上